

付属資料3 本事業のフレームワーク

整備等対象物	本事業の対象業務			施設・設備の 所有権の帰属	支払期間	該当する業務	備考
	初期整備・調達	保守管理 (修繕・更新込)	運営				
1 建物	(造り付け家具及び 病院運営業務を遂行 するうえで必要とな る施設・設備で建物 と一体となるものを 含む。)	[期間：30年間]	-	事業期間中は、選定 事業者が保有し、事 業期間終了後、市に 無償譲渡する。	30年間	<u>ア 病院本体施設整備業務</u> 施設整備に係る事前調査及びその関連業務 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計） 及びその関連業務 施設整備に係る建設工事及びその関連業務 工事監理業務 周辺影響調査・対策業務 電波障害調査・対策業務 建設工事に伴う各種申請等業務 補助金・許認可等申請補助業務 <u>イ 病院本体施設維持管理業務</u> 建築物（造り付け家具を含む。）保守管理業務 建築設備保守管理業務 付帯施設保守管理業務 清掃業務 環境測定業務 植栽管理業務 警備業務 <u>エ その他業務</u> 引越支援業務 現病院の解体撤去業務 市への病院本体施設所有権移転業務	
2 病院運営			[期間：30年間]	事業期間中は、選定 事業者が保有し、事 業期間終了後、撤去 する。	30年間	<u>ウ 病院運営業務</u> 医療事務業務 検体検査業務 物品管理（SPD）業務 病院給食業務 消毒・滅菌業務 リネンサプライ業務 健診センター運営業務 電話交換業務 図書室運営業務 利便施設運営業務 その他サービス業務	業務遂行上必要な施設・設備のうち、建物と 一体とならないものの取得費用は、病院運営 業務のサービスの対価に含めるものとする。 また、業務内容・範囲の見直しを行うことが あり得る。 なお、ウ 病院運営業務のうち、利便施 設運営業務 及び その他サービス業務 は、独立採算業務であり、サービスの対価の 対象としない。また、これらにかかる施設・ 設備については、選定事業者が事業期間終了 後に撤去するものとする。

	整備等対象物	本事業の対象業務			施設・設備の 所有権の帰属	支払期間	該当する業務	備考
		初期整備・調達	保守管理 (修繕・更新込)	運営				
3	総合医療 情報システム	(各業務の部門 システムを含む。)	[期間：10年]	[期間：10年]	当該対象物の保守 管理・運営期間中は 選定事業者が保有 し、当該期間終了 後、市に無償譲渡す る。	10年間	ア 病院本体施設整備業務 総合医療情報システムの開発・整備業務 イ 病院本体施設維持管理業務 総合医療情報システム保守管理業務 ウ 病院運営業務 総合医療情報システム運営業務	システムの更新は、事業開始後10年間のい ずれかの時期に更新計画に従って行う。 なお、更新計画とは、提案時に選定事業者が 提示するハード・ソフト両面にわたる保守管 理・更新にかかる計画を指す。 また、当該業務は対象期間を10年間として いる。なお、選定事業者に対するシステム 事業者による出資等については、選定事業者 の裁量に委ねることとする。
4	医療機器	(ただし、施設要求性 能書記載の対象医療 機器のみ)	-	-	選定事業者による 調達の後、建物の引 渡し又は医療機器 の据付け完了のい ずれか遅い時点か ら市に所有権を帰 属させる。	10年間	ア 病院本体施設整備業務 医療機器の調達・整備業務 エ その他業務 経営コンサルティング業務	施設性能要求書において対象とされている もの以外の医療機器については、病院調達 (病院会計による負担)とし、市は事業契約 の規定に基づき、これらの調達に対して選定 事業者によるコンサルティングを求めらる。 () なお、上記調達において選定事業者が直接の 納入業者になることは認めないものとする。
5	備品(家具を 含む。)等	(ただし、施設要求性 能書記載の対象備品 等のみ)	-	-	選定事業者による 調達の後、建物の引 渡し又は備品等の 据付け完了のい ずれか遅い時点か ら市に所有権を帰 属させる。	15年間	ア 病院本体施設整備業務 備品(家具を含む。)等の調達・整備業務 エ その他業務 経営コンサルティング業務	施設性能要求書において対象とされている もの以外の備品等については、病院調達(病 院会計による負担)とし、市は事業契約の規 定に基づき、これらの調達に対して選定事業 者によるコンサルティングを求めらる。 () なお、上記調達において選定事業者が直接の 納入業者になることは認めないものとする。
6	薬品・診療材料 等	-	-	-	-	-	エ その他業務 経営コンサルティング業務	市は事業契約の規定に基づき、薬品・診療材 料等の購入に対して選定事業者によるコン サルテーションを求めらる。() なお、上記調達において選定事業者が直接の 納入業者になることは認めないものとする。

()これにかかる対価の基本的な考え方については、募集要項「第5 提示条件 1. 事業フレーム(3)サービスの対価 1)サービスの対価の支払い」を参照のこと。